様式第一号（第一条関係）　　（表　　面）

※※　第　　号

※経由 町村名	※市区町村 受付年月日　令和　・　・	※町　村　令和　・　・ 提　出　第　号	※町　村　令和　・　・ 再提出　第　号

児　童　扶　養　手　当　認　定　請　求　書

あなたのことについて

①ふりがな 氏名・性別	------ 男・女	③生年月日	大正 昭和 平成 令和 ・ ・ 生	④障害の有無	ある・ない
②個人番号				⑤配偶者の有無	ある・ない
⑥住所	TEL（　）	⑦支払希望金融機関	名称 / 口座番号	□公金受取口座を利用します。	
⑧職業又は勤務先名	TEL（　）	⑨勤務先所在地			

⑩公的年金受給状況：受けることができる　種類（　）／支給停止（　）／受けることができない／基礎年金番号・年金コード（　）／年額（　円）

⑪児童の父又は母による養育の状況：父又は母の死亡・遺族給付の受給状況：受けることができる　種類（　）／支給停止（　）／受けることができない／年額（　円）

⑫養育費の取決めの有無：ある・ない

児童のことについて

⑬児童の氏名（生年月日）		（平成 令和　・　・　生）	（平成 令和　・　・　生）	（平成 令和　・　・　生）
⑭個人番号				
⑮請求者との続柄・同居・別居の別		同居・別居	同居・別居	同居・別居
⑯監護等を始めた年月日		平成 令和　・　・	平成 令和　・　・	平成 令和　・　・
⑰障害の状態の有無		ある・ない	ある・ない	ある・ない
⑱母の状況について（該当するものに○をする）		イ離婚 ロ死亡 ハ障害 ニ生死不明 ホ遺棄 ヘ保護命令 ト拘禁 チ未婚 リその他	イ離婚 ロ死亡 ハ障害 ニ生死不明 ホ遺棄 ヘ保護命令 ト拘禁 チ未婚 リその他	イ離婚 ロ死亡 ハ障害 ニ生死不明 ホ遺棄 ヘ保護命令 ト拘禁 チ未婚 リその他
⑲父 氏名				
⑲父 生年月日				
⑲父 現在父が死亡・生死不明・拘禁のときは、その該当事由及び該当年月日		（　）昭和 平成 令和　・　・	（　）昭和 平成 令和　・　・	（　）昭和 平成 令和　・　・
⑳母 氏名				
⑳母 生年月日				
⑳母 現在母が死亡・生死不明・拘禁のときは、その該当事由及び該当年月日		（　）昭和 平成 令和　・　・	（　）昭和 平成 令和　・　・	（　）昭和 平成 令和　・　・
㉑児童が父若しくは母の死亡により受けることができる公的年金・遺族補償の受給状況又は児童が加算の対象となつている父若しくは母の公的年金の受給状況		受けることができる　種類（　）／支給停止（　）／受けることができない／基礎年金番号・年金コード（　）／年額（　円）	受けることができる　種類（　）／支給停止（　）／受けることができない／基礎年金番号・年金コード（　）／年額（　円）	受けることができる　種類（　）／支給停止（　）／受けることができない／基礎年金番号・年金コード（　）／年額（　円）
㉒あなたが障害基礎年金を受けることができるときの障害等のこと	あなたが受けることができる公的年金（児童を有する者に係る加算に係る部分に限る。）の受給状況	受けることができる　種類（　）／支給停止／基礎年金番号・年金コード（　）／年額（　円）	受けることができる　種類（　）／支給停止／基礎年金番号・年金コード（　）／年額（　円）	受けることができる　種類（　）／支給停止／基礎年金番号・年金コード（　）／年額（　円）
㉓父又は母がある障害基礎年金を受けることができるときの障害等のこと	身体障害者手帳の番号及び障害等級			
	年金の種類・障害等級			
	父若しくは母の職業又は勤務先			

※※認定・却下	支給開始年月	対象児童数	支給停止	手当月額	支払期別金額				証書番号
	年　月	人	支給	月から　円	1月	円	7月	円	第　号
			一部停止	月から　円	3月	円	9月	円	
			全部停止	月から　円	5月	円	11月	円	

あなたと、あなたの配偶者・同居している扶養義務者の所得について

㉔平成・令和　年分所得	㉕請求者	㉖配偶者	㉗扶養義務者	
氏名				
㉘個人番号				
㉙同一生計配偶者及び扶養親族の合計数（うち老人扶養親族の数（請求者については、㋐70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数㋑特定扶養親族の数㋒16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数））	人（㋐　人）（㋑　人）（㋒　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）
㉚㉙以外で請求者によつて生計を維持していた児童	人			

所得額	㉕請求者		㉖配偶者		㉗扶養義務者			
㉛児童扶養手当法施行令第４条第１項による所得の額	円	※円	円	※円	円	※円	円	※円
㉜児童扶養手当法施行令第３条に定める金品等の額	円	円						
母又は父に対し支払われた額	円	円						
母又は父に対し支払われた額の８割相当額　A	円	円						
児童に対し支払われた額	円	円						
児童に対し支払われた額の８割相当　B	円	円						
合計　A＋B	円	円						

控除	㉕請求者		㉖配偶者		㉗扶養義務者			
㉝障害者控除	障人 特人	円	障人 特人	円	障人 特人	円	障人 特人	円
㉞寡婦控除・ひとり親控除（請求者が母又は父の場合は控除しない。）、勤労学生控除等	寡・ひとり・勤	円	寡・ひとり・勤	円	寡・ひとり・勤	円	寡・ひとり・勤	円
㉟雑損控除	円	円	円	円	円	円	円	円
㊱医療費控除	円	円	円	円	円	円	円	円
㊲小規模企業共済等掛金控除	円	円	円	円	円	円	円	円
㊳配偶者特別控除	円	円	円	円	円	円	円	円
㊴地方税法附則第６条第１項による免除（肉用牛の売却による事業所得）	円	円	円	円	円	円	円	円
児童扶養手当法施行令第４条第１項による控除		円		円		円		円
㊵控除後の所得額		円		円		円		円
所得制限限度額　全部支給		円		円		円		円
所得制限限度額　一部支給		円						

関係書類を添えて　令和　年　月　日　児童扶養手当の受給資格の認定を請求します。

都道府県知事（福祉事務所長）／市町村長（福祉事務所長）　殿

氏名

※審査	公的年金照会	あり　種類 / なし（　）	㉕～㊵の欄及びその他の事項	

上記のとおり相違ありません。
令和　年　月　日
町村長

※添付書類	
戸籍 / 住民票	イ公的年金調書 ロ診断書・X線フイルム ハ生死不明証明書 ニ遺棄申立書・証明 ホ保護命令決定書 ヘ拘禁の証明書 ト養育費等に関する申告書 チ養育申立書・証明 リ別居監護申立書・証明 ヌ前住地の所得証明書 ル公的年金給付等受給証明書 その他（　）
備考	

◎　裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。字は楷書ではつきり書いてください。

（裏　　面）

注　意

1　⑦の欄は、住所地の金融機関のうちで支払を受けるのに最も便利な金融機関を選んで、その名称及び口座番号を記入してください。ただし、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和３年法律第38号）第３条第１項、第４条第１項及び第５条第２項の規定による登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用します。」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、⑦の欄に記載する必要はありません。

2　⑩、⑪、㉑及び㉒の欄の「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。

3　⑩及び㉑から㉓までの欄の「公的年金」とは、「遺族年金（遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。）」、「老齢年金（老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。）」、「障害年金（障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。）」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。また、㉓の欄の「障害基礎年金等」とは、障害基礎年金その他障害を支給事由とする給付（労働者災害補償保険の障害（補償）年金、傷病（補償）年金等）をいいます。

4　⑯欄は、児童が児童扶養手当の支給対象となつた日以後、あなた（請求者）が当該児童の監護等（あなたが母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ、生計を同じくすること、養育者の場合には養育すること）を始めた年月日を記入してください。

5　⑲及び⑳の欄は、それぞれの父又は母が同じ場合は「同左」と記入して差し支えありません。

6　㉑の欄は、児童が父若しくは母の死亡により受けることができる「公的年金」若しくは「遺族補償」の受給状況又はあなたが母若しくは養育者である場合であつて児童が父に支給される公的年金の額の加算の対象となつているときには父の「公的年金」の受給状況、あなたが父である場合であつて児童が母に支給される公的年金の額の加算の対象となつているときには母の「公的年金」の受給状況を記入してください。

7　㉒の欄は、あなたが障害基礎年金等を受けることができる場合に記入いただくものです。あなたが受けることができる公的年金のうち児童を有する者に係る加算に係る部分の受給状況を記入してください。

8　㉗の欄は、あなたと生計を同じくしている（又はあなたが養育者である場合にはあなたの生計を維持している）あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。

9　㉙の欄は、地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族の合計数を記入してください。
　なお、地方税法に定める同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により（　）内に再掲してください。
⑴　請求者については、㋐に70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を、㋑に特定扶養親族の数を、㋒に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。
⑵　配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。

10　㉚の欄にいう「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者（18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者をいいます。）又は障害の状態にある20歳未満の者をいいます。
　また、前年（１月から９月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）の12月31日時点において請求者によつて生計を維持していた児童の人数を記入してください。

11　㉛の欄は、前年（１月から９月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）及び先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。

12　㉜の欄は、請求者が母である場合には、その児童の父から、請求者が父である場合には、その児童の母から、対象児童についての扶養義務を履行するための費用として受け取った金品等の所得の金額を記入するとともに、それぞれ母若しくは父又は児童に支払われた額とその金額の８割に相当する額（１円未満四捨五入）を記入し、合計の欄には、それぞれの金額の８割に相当する額の合計額を記入してください。

13　㉞の欄は、寡婦控除若しくはひとり親控除又は勤労学生控除を受けた場合は、その額を記入してください。なお、請求者が母である場合には、寡婦控除及びひとり親控除の額、請求者が父である場合には、ひとり親控除の額は控除しません。

14　この請求書に添えなければならない書類は、次のとおりです。なお、省略できるものがある場合もありますので、市役所、区役所又は町村役場の人に確認してください。
⑴　あなたと児童の戸籍の謄本又は抄本とこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し
⑵　請求者が母であり、児童と同居していない場合には、児童を監護していることを明らかにすることができる書類
⑶　請求者が父であり、児童と同居していない場合には、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくしていることを明らかにすることができる書類
⑷　請求者が母又は父以外の者である場合には、児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本と請求者が児童を養育していることを明らかにすることができる書類
⑸　児童又は児童の父若しくは母が障害の状態にある場合には、医師又は歯科医師の診断書、次の傷病によるときには、エツクス線直接撮影写真
　呼吸器系結核・肺えそ・肺のうよう・けい肺・じん臓結核・胃かいよう・胃がん・十二指腸かいよう・内臓下垂症・動脈りゆう・骨又は関節結核・骨ずい炎・骨又は関節損傷・その他認定又は診査に際し必要と認められるもの
⑹　次の場合は、その事実を明らかにすることができる書類
　㋐父又は母が生死不明の場合、㋑父又は母が1年以上遺棄している場合、㋒父又は母がそれぞれ母又は父の申立てにより保護命令を受けた場合、㋓父又は母が1年以上拘禁されている場合
⑺　本年１月２日以後現住所に転入された方は、㉘から㊳までの欄に記入した事項について、前の住所地の市区町村長の証明書
⑻　児童若しくはあなたが公的年金若しくは遺族補償等を受けることができる場合又は児童が公的年金の加算の対象となつている場合には、その給付を行う者の証明書
⑼　このほかの書類も必要になる場合がありますので、詳しいことは市役所、区役所又は町村役場の人に聞いてください。

15　この請求書について分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。

◎　虚偽の内容を記載した場合には、手当額の全部又は一部の返還のほか、一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。